

尾三衛生組合業務継続計画（BCP）

新型インフルエンザ等感染症対策

平成28年 6月

令和 2年 4月 改訂

尾三衛生組合

目次

第1章 計画策定の目的

第1節	業務継続計画（BCP）とは	1
第2節	新型インフルエンザ等とは	1
第3節	基本的な考え方	1
第4節	優先区分の分類	2

第2章 新型インフルエンザ等BCPの発動・解除

第5節	新型インフルエンザ等BCPの発動について	2
第6節	発動後の態勢	3
第7節	業務の再開及びBCPの解除	3
第8節	BCPの周知	4
第9節	基本的な感染防止策	4

第1章 計画策定の目的

第1節 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、新型インフルエンザ等の流行時においても、継続して業務を執行していくことを目的とした計画である。

第2節 新型インフルエンザ等とは

新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。

第3節 基本的な考え方

1. 新型インフルエンザ等の流行時においても、住民生活に欠かすことができない業務を継続する。それ以外の業務は感染拡大のため、原則業務停止する。
2. 感染拡大防止のため、不急業務を休止・縮小し、限られた職員のもとで優先して実施すべき業務を選定する。
3. 感染が拡大した場合、職員本人や家族の看病等、または、臨時対策による影響を受け多数の職員が出勤できなくなることが想定されるため、状況に対応できる職場等での人員確保及び配置を事前に確立しておくものとする。

第4節 優先区分の分類

以下の3つに業務を分類し、業務を実施する。

(詳細は次頁「BCP業務選定表」参照)

1. 継続する業務 (A)

ごみ焼却業務等、住民生活に欠かすことのできない業務は、必要な感染防止対策を講じつつ、業務継続する。

2. 縮小する業務 (B)

不急の業務ではあるが長期の中止が困難な場合は、感染防止対策を講じつつ、業務を縮小して実施する。

3. 中止する業務 (C)

多数の人が集まる事業や不急の業務は、可能な限り感染拡大の可能性が判断できるまで中止する。

第2章 新型インフルエンザ等BCPの発動・解除

第5節 新型インフルエンザ等BCPの発動について

1. 新型インフルエンザ等の国または愛知県の対策による通知を受けた場合、もしくは、それに相当すると判断できる段階で、新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置し、各部署においては、職場等での感染防止策を講ずるとともに、BCPの発動に備えて準備を行う。

なお、対策本部の構成は事務局長を始め、各課主幹級以上の職員で構成し、対策本部長は事務局長が努める。

2. 対策本部は、県及び組合市町内の流行状況や組合職員の欠勤状況等を総合的に勘案し、通常体制での業務継続に支障を来すことが認められると判断した場合に、BCPを発動する。

3. 前号の「支障を来すことが認められる」とは、組合職員又は業務に従事する職員の感染が疫学的に確認できた場合、または、感染に相当する症状が他者により確認できた段階とする。

第6節 発動後の態勢

1. 発動後の態勢

BCP発動後は、各部署とも平時の業務を一旦停止し、BCP業務選定表に沿って優先度の高い業務のみを実施するものとする。

万が一、ごみ焼却業務で欠勤者が多発した場合の補充人員は、施設課、業務課、総務課の順に、焼却業務有経験者を優先して補充していく。但し、夜間のごみ焼却業務やリサイクルプラザ、計量棟、一日許可受付所、可燃・不燃プラットホーム等の委託業務部署への補充人員は委託事業者において原則確保する。

2. BCP業務選定表

具体的な業務等	業務分類			分類した根拠
	A継続	B縮小	C停止	
計量受入業務 (可燃・不燃・粗大)	○			市町より計画的に収集されたごみを継続して受入する
ごみ焼却施設運転管理業務	○			搬入されたごみの継続処理
リサイクルプラザ運転管理業務	○			〃
資源回収ストックヤード 管理業務		○		
焼却灰・飛灰の搬出業務		○		ピット残量が増えた場合のみ搬出
エコサイクルプラザ受付等業務 (入札・風呂)			○	不急業務で、かつ不特定多数の人が集まるため
エコ体験学習教室			○	〃
行政視察・施設見学等			○	〃

第7節 業務の再開及びBCPの解除

感染者数が、ピークを超えて減少に転じた時点において、縮小した業務の再開及び通常体制への移行の検討を開始する。

対策本部は、組合市町内の感染者数や職員の出勤状況を勘案し、より優先度の高い業務から順次再開を決定する。対策本部長による「終息宣言」発令までには全業務が復旧するものとし、「終息宣言」をもってBCPは解除される。

第8節 BCPの周知

感染防止策、継続する業務及び縮小・休止する業務の内容などについて、あらかじめ市町への情報提供やホームページ等により周知し、理解と協力を求める。

第9節 基本的な感染防止策

1. 外出後の手洗い

流水・石けんによる手洗いは、手指など体についたインフルエンザ等ウイルスを物理的に除去するために有効な方法であり、インフルエンザ等に限らず接触感染を感染経路とする感染症対策の基本である。

また、アルコールによる消毒でも効果が高いことから、アルコール製剤による手指衛生も効果がある。

2. 流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、感染後に発病する可能性を低減させる効果と、インフルエンザにかかった場合の重症化防止に有効とされている。

3. 咳エチケット

感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

- (1) 他の人に向けて、咳やくしゃみをしない。
- (2) 咳やくしゃみが出るときは、マスクを着用する。症状がなくても自己防衛のためインフルエンザ等の流行しやすい時期はマスクの着用は望ましい。
- (3) 手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時は、すぐに手洗いをする。

4. 会議や公共交通機関の利用の自粛

多数の人が集まる会議・イベントや公共交通機関を利用する等の出勤等、人ごみに入るのをなるべく控える。

やむを得ず人ごみに入る可能性がある場合は、マスクを着用する等、防御策をとった上で、なるべく人混みに入る時間は短めにする。

5. 職場の清掃・消毒

水や洗剤、消毒剤（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノール、イソプロパノール等）を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手摺り、椅子、テーブル、エレベーターの押ボタン、トイレの流水レバー、便座等、人がよく触れるところを拭き取り清掃する。（最低1日1回行うことが望ましい。）

※ 清掃用薬剤と手の消毒用薬剤の使用方法を混同しないことが重要である。

6. 対人距離の確保

咳やくしゃみの飛沫は、ある程度重さがあるため、発した人から1～2 m以内に落下する。つまり2 m以上離れている場合は感染するリスクは低下すると考えられている。

7. その他一般的な注意事項

37.5℃以上の発熱、咳、全身の倦怠感等のインフルエンザ等の症状がある場合は出勤しない。

また、同居する家族等の発症や職員との接触についても把握することが望ましい。